中部浄化センター脱硫塔脱硫剤交換等業務委託(単価契約)仕様書

(目的)

この仕様書は、中部浄化センター内にある脱硫塔(3基)の脱硫剤納入及び交換業務並びに使用済み脱硫剤の引き取りに関するものである。

(季託概要)

- 1 委託名 中部浄化センター脱硫塔脱硫剤交換等業務委託(単価契約)
- 2 履行場所 熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号
- 3 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

(業務内容)

- 1 新脱硫剤の納入
- (1) 新脱硫剤の仕様は下表のとおりとする。

形		状	円柱状押出成形品	
サ	1	ズ	直径 10~13mm	
	1		長さ 10~30mm	
充	填 密	度	0.85±0.1 kg∕L	
圧	潰 強	度	8 kg/ピース以上	
Fе	203含有	事率	40~50%	
H 2	S吸着	量	300 mg/g 以上	

(2) 新脱硫剤の納入量は下表のとおりとする。

納入量(1基/回当たり)	年間交換回数 (延べ)	納入見込み数量
3000Kg	3 回前後	約 9,000kg

- ※計量証明を添付すること。
- ※納入量は水処理の状況により若干の変動がある。
- (3) 新脱硫剤の納入は発注から14日以内に行うこと。

2 脱硫剤の交換作業

- (1) 既設脱硫剤の抜き取り作業前に、脱硫塔内の窒素ガス置換を行い、可燃性ガスが爆発下限値以下であることを確認した後に交換作業を行うこと。
- (2) 交換作業は、既設脱硫剤を脱硫塔から専用コンテナ(中部浄化センター)に抜き出し、専用のバキュームダンパー車に吸引後、新しい脱硫剤を投入する。
- (3) 交換作業時の洗浄水、電動ホイストは、中部浄化センター(以下「浄化センター」という。) 内のものを使用することができる。
- (4) 注意事項
 - ① 脱硫塔は 24 時間連続運転であるため、処理機能に支障を及ぼさないよう浄化センター職員と協議のうえ工程を組み実施すること。
 - ② 交換作業に際し既存建造物、機器、配管、電線路等に対して損害を与えないよう充分な防御措置を施すこと。万一、損害を与えた場合は、直ちに浄化センター職員に報告するとともに、補修、復旧を行うこと。
 - ③ 硫化水素等有毒ガスの発生場所であるため、作業時はバルブの開閉の確認や充分な換気および安全防具の装着、転落防止等、災害防止に努めること。

- ④ 可燃性ガス等発生場所である為、必ず作業前に監督員による「危険予知確認」を行った後に、充分な換気や酸欠防止、火気厳禁等を作業者等に周知徹底させると共に災害防止の措置を講じること。
- ⑤ 使用済み脱硫剤は水分が蒸発した状態で外気に触れると発熱後、発火に至ることがあるので、散水には充分注意すること。
- ⑥ 交換作業中に事故、トラブル等発生した場合は、直ちに浄化センター職員に連絡し、 受託者の責任において処理すること。
- ⑦ 交換完了後は後片付け及び清掃を行うこと。

3 使用済み脱硫剤の引き取り

- (1) 使用済み脱硫剤は受託者の責任において全量引き取ること。
- (2) 引き取りには専用のバキュームダンパー車を使用すること。
- (3) 作業の都合で一時的に仮置きする場合には、事前に浄化センターの承認を得た後で、 センター指定の場所に仮置きし、出来るだけ短期間で引き取りできるよう努めること。 (注意事項)
 - ① 積込作業に際し既存建造物、機器、配管、電線路等に対して損害を与えないよう充分な防御措置を施すこと。万一、損害や損傷を与えた場合は、直ちに浄化センター職員に報告するとともに、補修、復旧を施すこと。
 - ② 積込完了後は、施設周辺の後片付け及び清掃を行うこと。
 - ③ 使用済み脱硫剤は水分が蒸発した状態で外気に触れると発熱後、発火に至ることがあるので、積込作業及び輸送には万全の注意を払うこと。
 - ④ 積込作業及び輸送中に事故、トラブル等発生した場合は直ちに浄化センター職員に報告し、受託者の責任において処理すること。
- (4) 引き取った使用済み脱硫剤は全量、受託業者の責任においてリサイクル処分すること。 また、委託者が求めた場合には、リサイクルが確認できる証明書を提出すること。

4. その他

(1) 本仕様書に明記なき事項並びに疑義を生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。